

新潟県 外国人技術者・企業変革リーダー リスキルプラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、新潟県 外国人技術者・企業変革リーダー リスキルプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、新潟県における若者雇用・定着および地域産業の活性化に取り組む産官学の機関が連携し、人材育成を通して新潟地域が抱える諸課題の解決を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 プラットフォームは、第 2 条の目的に賛同する法人、団体、教育機関、行政機関、その他の機関により構成するものとする。

- 2 プラットフォームへの入会又は退会を希望する機関は、別に定める申請書(別記様式 1)を提出するものとする。
- 3 プラットフォームへの加入は、財団法人 Ambitious NIIGATA の会員であることを条件とする。
- 4 財団法人 Ambitious NIIGATA を退会又は会員資格を喪失した場合は、プラットフォームも同時に退会したものと見なし、会員資格を失う。

(会員の権利)

第4条 会員は、次条に定める事業に参加し、プラットフォームが提供する情報、サービス及び各種支援を利用することができる。

(事業)

第5条 プラットフォームは、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 新潟地域が抱える諸課題の解決に資するための教育プログラム(以下「プログラム」という。)の普及・充実、将来的な発展を担える中核的人材及び地域を基点に世界各地で活躍できる人材の育成・定着、及び地域の発展に関する事業
- (2) プログラムの企画、提供及び運営
- (3) プログラム受講者と地域・企業との交流に関する事業
- (4) 人材育成に関するセミナー、講演会、勉強会その他各種イベントの実施及び情報提供
- (5) その他、第 2 条の目的を達成するために必要な事業

(新潟県リスキルプラットフォーム協議会)

- 第6条 プラットフォームの管理・運営、課題対応と改善策の検討、年度計画の共有・実施、情報・意見の発信等を行うため、協議会を置く。
- 2 新たな協議会構成員の選任については、協議会の構成員が推薦し、協議会において承認を得るものとする。
 - 3 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) プラットフォームの運営方針に関する事項
 - (2) 事業計画及び実施状況に関する事項
 - (3) 予算及び経費負担に関する事項
 - (4) その他プラットフォーム運営に必要な事項
 - 4 協議会には、長を置き、協議会委員の互選により選出する。
 - 5 協議会の長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 協議会の長は協議会を招集し、その議長となる。
 - 7 協議会には事務局を置き、プラットフォーム運営のための事務を担当する。

(プログラム・制度検討委員会)

- 第7条 プラットフォームに、新規プログラム、及び人材育成の取り組み支援制度等を検討するための委員会を置く。
- 2 委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 3 委員長は、委員会を統括し、検討実施のため調整を行う。
 - 4 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(教育プログラム実施委員会)

- 第8条 協議会とは別に、第5条に掲げた事業として実施するプログラム毎に、教育プログラム実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。
- 2 実施委員会には、委員長を置き、構成員の互選により選出する。
 - 3 委員長は、実施委員会を統括し、教育プログラムの具体的内容の検討やプログラムの開設・運営等、プログラムの事業推進を担う。
 - 4 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

- 第9条 プラットフォームの事業運営のために必要となる経費は、財団法人 Ambitious NIIGATA が負担するものとする。必要に応じて会員機関が負担するものとする。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営のために必要な事項は、協議会が別に定める。

(事業年度)

第11条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- 1 この規約は、令和8年7月10日から施行する。
- 2 新潟県リカレント教育プラットフォーム協議会規約は、本規約の施行の日をもって廃止する。
- 3 本規約施行の際、旧規約に基づく新潟県リカレント教育プラットフォーム協議会の構成機関である者は、本規約に基づく会員として加入したものとみなす。